

平成 15 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 阿 部 修 平
(登録銘柄 コード番号：8739)
問い合わせ先 取締役 総務経理部長 小 須 田 建 三
電 話 番 号 0 3 - 5 4 3 5 - 8 2 0 0

第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 2 月 25 日開催の当社取締役会において、下記のとおり、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案について、平成 15 年 3 月 20 日開催予定の当社臨時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社及び当社グループ会社は、今般、The California Public Employees' Retirement System (以下「CalPERS」という。)及び Relational Investors, LLC (以下「Relational」という。)との間で、コーポレート・ガバナンスを軸として日本企業の価値創造を促すことを目的とした投資ファンドを組成し、当該ファンドを通じて共同で投資を行うことについて合意に達しており、三者は共同で運用管理会社を設置し、当該ファンドを組成し、当社は当該ファンドの運用において単独で投資一任アドバイザーの役割を務めます。この合意に基づき、CalPERS 及び当社グループ会社は当該ファンドへの投資を既に開始しております。

当社は、今後の CalPERS による当該ファンドへの投資の継続、その他の機関投資家等の当該ファンドへの投資の拡大並びに CalPERS 及び Relational との協力関係の強化を目的として、下記 2. 記載の要領で株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行いたしたく存じます。

2. 新株予約権 (以下本項において「新株予約権」という。) 発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

CalPERS 及び Relational

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 600 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使をされていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

600 個 (新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、平成 14 年 9 月 20 日に先立つ 30 暦日間の各日の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格の平均値である金 1,974,762 円に新株予約権 1 個あたりの目的たる株式の数を乗じた金額 (1 円未満の端数は切り上げる。以下「払込価額」という。)とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行 (新株予約権の行使の場合及び平成 14 年 4 月 1 日改正前商法に定める新株引受権証券並びに同法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分 (新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込価額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または交付株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権発行日は当社の取締役会において決定し、その権利行使期間は当該新株予約権発行の日より 5 年を経過した日から 10 年を経過する日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権を行使する際には、CaIPERS が当社と共同して当該ファンドへの投資を継続していることを要する。

その他の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。当該「新株予約権割当契約」においては、行使をする際の当該ファンドへの投資金額の総額によって制限等を設けることがある。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったことにより、新株予約権を行使できなかった場合及び新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、質入、その他一切の処分は、取締役会の承認を要する。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、本総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する書面により定めるところによる。

(注) 上記の決議は、平成 15 年 3 月 20 日開催予定の当社臨時株主総会において、「株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

【ご参考】

・ **CalPERS** (カリフォルニア州公務員退職年金基金)

CalPERS は、米国で最大の公的退職年金基金であり、現在、コーポレート・ガバナンスに関する投資プログラムを実行している基金です。

・ **Relational Investors, LLC**

Relational は、株主としての権利行使を活発に行いながら投資行動を積極的に行うことで知られている米国の独立系資産運用会社です。現在、CalPERS が、北米における企業の価値創造に焦点を当てた運用を行う上で重要な資産運用会社であります。

以 上